

# 京丹波町広報紙印刷業務指名型プロポーザル実施要綱

平成25年2月19日  
京丹波町企画政策課

## 1 業務概要

- (1) 業務番号 25-C14K
- (2) 業務名 平成25年度京丹波町広報紙印刷業務
- (3) 業務目的 京丹波町広報紙発行にあたり、効果的で効率的に業務を進めるため、専門的な知識、技術、経験などを有した業者を選定し委託する。
- (4) 業務内容 委託する業務は次の事項とする。(取材、原稿作成は発注者が行う)
- ① 特集記事の企画、編集に関するアドバイスなど
    - ・本町が発行する広報紙に関して、必要に応じて適切なアドバイスを行う。
  - ② 紙面レイアウト・デザイン編集
    - ・原稿の入稿は、受注者に対して電子データ(Microsoft-word、excel、PDF など)または、紙ベースでの入稿とする。
    - ・入稿は、受注者の来庁によるものとする。
  - ③ 校正作業
    - ・校正は、2回以上行うこととし、初校および色校正の際は、校正原稿を持参することとする。
  - ④ 印刷・製本
  - ⑤ 梱包・納品
    - ・完成品を指定する区分(集落など)ごとに梱包したうえで、3箇所(本庁、瑞穂支所、和知支所)に納品することとする。(梱包時には、町が作成したラベルを集落ごとに貼り付けること)
    - ・納品期限は、原則毎月15日午後5時とする。(ただし、都合により納品期限を繰り上げる場合は、別途指示することとする。)
  - ⑥ PDFファイル制作・納品
    - ・納品された広報紙およびPDFファイルを作成し、メールまたは持参により納品すること。なお、別途特定のページのみPDFファイルの作成を依頼する場合も同様の取り扱いとする。

### <広報紙の規格など>

大きさなど / A4版、表裏4色刷り、中1色刷り、ファイル綴じパンチ穴付き(250部のみ穴なし)、平均16ページ(た

だし、12～24ページの間で変動あり)

紙 質 / マット四六版 (70kg)

印刷部数 / 7,000部 (毎月)

仕分部数 / 本 庁 (約3,800部 / 40集落)

瑞穂支所 (約1,600部 / 36集落)

和知支所 (約1,600部 / 28集落)

\* 月によって変動するので、その都度指示する。

発行回数 / 毎月1回 (年間12回発行)

(5) 業務期間 自 平成25年4月 1日

至 平成28年3月31日

\* 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の3の規定による長期継続契約とし、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額または削除があった場合、本契約の変更または解除をすることができるものとする。また、本件は、契約の準備行為として行うものであり、予算議決が得られなかった場合は、契約を締結しない。

(6) 委託費 10,206,000円 (税込) 以内

\* 委託費は、業務期間 (3年間) の予算額 (予定) であり、予定価格ではありません。

(7) 支払方法 月払い (均等額)

## 2 選定方式および提出書類

### (1) 選定方式

指名型プロポーザル方式により、事業者を特定することとし、技術提案書を特定する評価項目と評価点は次のとおりとする。

なお、評価基準の内容については、京丹波町ホームページ入札情報に掲載しているので、参考にすること。

評価項目	評価点
自治体広報紙に対する考え方、編集方針	20
特集記事などの企画提案力	20
紙面のレイアウト、デザイン力	35
参考見積	15
業務実績	10
合 計	100

### (2) 提出書類の様式

プロポーザルに参加する者は技術提案書を提出するものとし、別途送付する資料以

外は京丹波町ホームページ入札情報からダウンロードすること。

<提出を求める書類>

・企画提案書 正1部/写5部

・レイアウト・デザイン紙面 正1部/写5部

別途送付する電子データで指示する内容により、紙面を作成すること。

・参考見積書 正1部

見積金額は3年度（平成25年4月号～28年3月号までの36号分）の合計金額を記入し、併せて、年度ごとの内訳を示すこと。

・市町村広報紙および同等の刊行物と刊行物制作の実績書 正1部/写5部

\*参考資料として、会社概要書（1部）、制作スケジュール（1部、4月15日納品で調整したもの）

### (3) 質問書の受け付けおよび回答

ア 問い合わせ期限 平成25年2月19日（火）から2月25日（月）午後5時まで

イ 問い合わせ方法 指名を受けた者は、質問書（様式第2号）により、ファクシミリにて質問することができる（ファクシミリ以外は受け付けない）。なお、手続きおよび様式などに関する質問は、電話で受け付ける。

ウ 問い合わせ先 京丹波町監理課

エ 回答方法 回答は、平成25年2月26日（火）午後5時までに、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

### (4) 技術提案書の提出

ア 提出期間 平成25年2月26日（火）から3月7日（木）午後5時まで

イ 提出方法 郵送または持参

ウ 提出部数 正本（押印のあるもの）1部、写し5部

エ 提出先 京丹波町監理課

### (5) 技術提案書の特定

技術提案書を特定した者には特定通知書を送付するとともに、特定しなかった者には非特定通知書を送付する。

また、選定結果については、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

## 3 問い合わせ先・提出先

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6

京丹波町監理課

電話番号（直通） 0771-82-3811

ファクシミリ番号 0771-82-2500

#### 4 留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は、当該プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しない。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 技術提案書特定後に提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類を郵送する場合は、配達確認ができる方法に限ることとし、また、提出期限必着とする。
- (7) その他、京丹波町プロポーザル方式試行要領及び関係規程によるものとする。
- (8) 京丹波町ホームページ入札情報のURLは次のとおり。

[http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/gyosei\\_nyusatsu\\_jyoho.asp?gsid=37](http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/gyosei_nyusatsu_jyoho.asp?gsid=37)